

禰屋町子さんの早期釈放を求める決議

2014年1月21日倉敷民主商工会（以下「倉敷民商」という）の職員禰屋町子氏（以下「禰屋さん」という）が倉敷民商元会員のI建設の法人税法違反（ほ脱）容疑（逮捕時は同罪共同正犯、起訴時は同罪幫助）で逮捕された。さらに同年2月13日税理士法違反で再逮捕され丸1年以上経過した現在に至るまで起訴後勾留が続いている。

禰屋さんの法人税法違反幫助事件及び税理士法違反事件はいずれも岡山地方裁判所に起訴され同裁判所第二刑事部合議係（中田幹人裁判長、寺田さや子裁判官、河原崇人裁判官）に事件が係属している。起訴後に弁護団は何度も保釈請求を行ってきたが全て4号（罪証隠滅のおそれ）で却下され1年以上にわたって身柄拘束が継続されている。

法人税法違反事件の本犯であるI建設の代表者夫妻は、身柄拘束されることなく在宅起訴され、すでに執行猶予付の判決が確定している。その一方で、「幫助」犯として起訴された禰屋さんが1年以上も身柄拘束され続けているのは、明らかに均衡を欠く不当な取扱いである。弁護団によれば、起訴直前の検察官面談では、担当検察官から「自白すれば勾留請求しない」という発言がなされたとのことである。

裁判所が禰屋さんの保釈申請を却下し続けている理由は、禰屋さんが容疑を否認して闘っていること以外には考えられない。まさに、「人質司法」の最たるものである。

近時、最高裁は、立て続けに身柄拘束の判断に関する決定を出した（平成26年11月17日第1小法廷、平成26年11月18日第1小法廷）。これらは勾留の理由と保釈の可否という違いはあるにせよ罪証隠滅の抽象的危険性のみで身柄拘束を安易に肯定した原決定は刑訴法の解釈を誤っているとしている点では共通している。

本件では、禰屋さんについて2回にわたる搜索差押が行われている。また、法人税法違反の本犯であるI建設の代表者夫婦は既に昨年6月に執行猶予判決が確定している。このことからすれば、禰屋さんが罪証隠滅を行うことなどおおよそあり得ない。にもかかわらず岡山地方裁判所第二刑事部合議係が罪証隠滅の抽象的危険性だけで保釈請求を却下し続けていることは、上記最高裁決定の趣旨にも反することは明らかである。

倉敷民商事件では、禰屋さんのほかに2名の職員が税理士法違法で逮捕・起訴された。この2人については、半年以上の身柄拘束を経て、昨年8月によりやく保釈が許可された。これらの一連の裁判所の対応をみると、裁判所が倉敷民商の活動自体を敵視し、予断をもって審理に望んでいると考えざるを得ない。

これまで松川事件など各種の弾圧事件と闘ってきた歴史を持つ自由法曹団は、裁判所の不当な姿勢に断固抗議するとともに、裁判所に対して、禰屋さんの早期の釈放を強く求めるものである。

2015年2月21日

自由法曹団・奈良拡大常任幹事会